

第三回 參議院內閣・通信連合委員會會議錄第一号

昭和二十三年十一月二十四日(水曜日)

委員氏名

内閣委員

委員長

理事

河井 彌八君

カニ 邦彦君

中川 幸平君

松本 治一郎君

城 義臣君

委員

栗栖 越夫君

市米 乙彦君

荒井 八郎君

稻垣 平太郎君

藤森 眞治君

岩本 月洲君

下條 康磨君

堀 眞琴君

町村 敬貴君

三好 始君

通信委員

委員長

理事

大島 定吉君

中村 正雄君

渡邊 甚吉君

小林 勝馬君

委員

下條 恭兵君

西川 甚五郎君

橋上 保君

新谷 寅三郎君

千葉 信君

加勝 常太郎君

深水 六郎君

尾崎 行輝君

松平 恒雄君

本日の會議に付した事件

○郵政省設置法案(内閣送付)

○電氣通信省設置法案(内閣送付)

午前十時五十二分開會

〔内閣委員長河井彌八君委員長と

なる〕

○委員長(河井彌八君) それでは只今

から内閣委員會、通信委員會の連合委

員會を開會いたします。先ず以て郵政

省設置法案、それから電氣通信省設置

法案、この兩法案につきまして提出の

理由、その他につきまして大臣の御説

明を願います。

○國務大臣(降旗德彌君) 只今お話の

ありました郵政省、電氣通信省設置法

案の内容について御説明申し上げます。

先ず、それに先立ちまして、兩法案

と國家行政組織法との關係を一言申述

べて置きたいと思ひます。國家行政組

織法は、御存じの通り第二國會にお

きまして通過を見たのであります。す

が、各省はそれ／＼この法律の示す基

準に則つて、その組織を法制化するた

め、各員設置法案を國會に提出し、その

通過を必要としておるのであります。

従つて政府においては、この組織法の

施行期日を來年四月一日と變更し、各

省設置法案は次の國會に提出し、組織

法と各省設置法とを、來年四月一日に

同時に施行することとしたのでありま

す。然るに郵政省、電氣通信省の設置

法案を、何故今期國會に提出し、これ

が緊急通過を期せねばならんかと申し

ますと、この法案がマ元帥書簡に基く

ものであり、更に必要なことは、現在

の通信省の機構を二つの省に分離し、

來年四月一日から、各省と共に新發足

するためには、今から余程の準備が必

要であり、そのためには是非共今期國

會において、二省に獨立する根本方針

を國會において決定願つて置かねば相

ならん絶対的の必要があるからに外な

らないのであります。そこで通信省を

二省に分割するということは、どうい

うことかと申しますと、御承知のご

とく、現在通信省の所管しております

事務は、第一には郵便、郵便貯金、簡易

保險等の郵政關係事業の運営と、第二

には、通信電話事業の運営、第三には、

電氣管理及び航空保安に関する業務で

あります。第一を以て郵政省と

し、第二、第三を以て電氣通信省と

し、現在の通信事業特別會計を、それ

ぞれ郵政事業特別會計と、電氣通信事

業特別會計とに二分しようとするもの

であります。

次に、何故以上のごとき二省を急速

に設置せねばならないか、その事情を

今日に至るまでの経過について申述べ

たいと存じます。

この兩省設置の研究は、司令部の

C・C・Sにおいて、一昨年三月頃か

ら陣容、組織を充實いたしました。熱心

に詳細に研究調査を進めたものであり

まして、更に昨年二月には、時の通信

大臣に対し、通信省と合同研究を行

い、これを実行に移すよう非公式メモ

ランダムがありまして、爾來今日まで

これが研究を続けたのであります。而

して本年五月、一應の成案を得まし

て、通信省の機構を電氣通信と郵政事

業とに分離運営することにいたしました

て、前期國會に通信省設置法案を提出

いたしました。併し國家行政組織法の

審議の關係もあつて、継続審議に移さ

れたのであります。然るところ、

去る七月二十二日、マッカーサー元帥

書簡によりまして、通信省機構を完全

に再編成し、これがためには郵便と電

氣通信とを機構上分離することを急務

されたのであります。更に九月九日

付、スキャップ五九八五のA、九月十

六日付、スキャップ五九八五のAの一

によりまして、日本政府宛、それ／＼

電氣通信省、郵政省設置法メモランダ

ムが來たのであります。よつて前内閣

におきましては、去る九月二十一日、閣

議決定をいたしました。法案の準備に

取りかかり、引續いて今日、吉田内閣

によつて法案の提案の運びとなつたの

であります。

そこで九月二十一日閣議決定の、通

信省機構再編成の基本方針案について

説明申し上げますと、その方針案の中

には、第一、基本方針といたしまして

は、かように書いてあります。七月二

十二日付、マッカーサー書簡の趣旨に

基いて、通信省所管の業務を、郵政関

係と電氣通信關係との兩部門に明確に

分離し、各事業の能率的且つ強力な運

営を図るため、左の要領により通信省

の機構を再編成するものとするとなつ

ております。而して第二、機構といた

しては、一、通信省の業務を二分し

て、郵便、貯金、保險の各事業を以て

郵政省、これは仮称であります。が、

郵政省を、電信、電話事業を以て電氣

通信省、これも仮称であります。を新

設する。二には、電波監督行政部門

は、電氣通信省の外局として電波廳を

創設する。三には、航空保安部門は電

氣通信省の特別な部門とする。四に

は、現業官署は、普通局までは機構上

二省に分割する。但し特定局としては

郵政省の所屬とし、電氣通信業務は、

原則として委託の形式でこれを行行

となつております。第三には、會計と

いたしまして、通信事業特別會計は、

これを郵政特別會計と電氣通信特別會

計とに分離し、それ／＼企業會計の自

主性と特殊性とを徹底せしむること

となっております。第四、人員の分割は、原

則として現在人員を基準として行行

となつております。第五、実施の時期と

いたしましては、昭和二十四年四月一

日実施を目途とし、兩省の設置法案は

第三國會に提出し、兩特別會計法案

は、次期通常國會に提出するものとす

ると相成つておるのであります。こ

の準備が引續いて今日に至り、今期國

會に提案されるに至つたことは前申述

べた通りであります。

元來、行政簡素化の立場から申しま

すと、二省を一省に纏めるならば、

ともかくもであります。が、一省を二

省にするということは逆行ではないか

という意見もあるでありますが、併

し實際はそうでなくして、通信事業の

現況から申しますと、これを大きく郵

政と電氣通信の両事業に分けることが世界における傾向である。我が國においても又これを二省に分離運籌せしめることが、斯業の發達向上を図る上に非常に便利だからに外ならないのである。従つてこの際、世界における我が國通信事業の事情について少しく申述べる必要があると思ひます。

実は戦争前までは、我が國は世界三大強國の一つだと自惚れていたのであります。電氣通信事業、殊に電話事業におきましては、列國に比べて格段の相違があつたのであります。即ち電話についてこれを申しますと、米國は四人に對して一個の電話がある。スエーデンは八人に對して一個の電話がある。スイス、イギリス等がこれに次ぎまして、日本は約百人について電話一個であります。電話普及の狀態から申しますと、世界順位において、我が國は二十一、二番目に位している。

次に電話先進國は、電話機四十六個に對し従業員が一人でありますけれども、日本は六、七個について従業員が一人であります。更に郵便物は、年間一人当たり米國におきましては二百通に對し、日本は現在僅かに三十通に過ぎない。米國の放送局は今日千九百、テレビジョンの放送局は百十八、ラヂオ・セット六千万、更に米國全土に及ぶ長距離電話の呼出しを、數分の間に實現しようとする事情と比較いたしますと、我が國はその比でないであります。申すまでもなく、通信事業こそは、政治経済、文化生活に至大な影響を持つものである。身体にこれを例えれば、恰も神経系統のごときものである。この神経系統が人並に發達していなかつたならば、人並の活動も思

案もできんのであります。御存じのごとく、我が國の通信事業は、戦災によつて甚大な打撃を被つたのであります。この損害を如何に急速に回復せしむるかという事は、もとより今日必要なことであるに違ひありません。併しながら更に努力し、考慮せねばならんことは、我が國の通信事業を世界水準にまで押上げるということであります。

次に、この際特に申上げたいのは、平和條約に加盟して、一日も早く國際平和國家の一員になりたいということ。これは、終戦後國民のすべてを動かした熱烈な要望であつたのであります。併しながら講和會議開催の目鼻はまだ立たず、終戦後我が國が加盟した條約は一つなかつたのであります。幸ひ本年七月一日、初めて萬國郵便條約に加盟できたのであります。更に御存じの通り、近々のうちに、國際電氣通信條約に加盟することができるとあります。これは一に司令部の非常なる好意によるものであります。併しながら、かくのごとき國際條約に加盟のできたということは、國民として誠に欣快に堪えないところであると同時に、通信事業人としても、又これは誇りとせざるを得ないところであり

先進國の知識と經驗とを以て指導助言に與つたことは、感謝に堪へるところであります。法案並びに參考資料はお手許に差上げてありますから、慎重御審議をお願いいたします。

本法案を是非とも今期國會において通過せしめなければならぬ事情は、衆參兩院における委員長も、すでに御了承のことと存じますので、この際特に委員諸君の御厚意ある御協力と御支援によりまして、法案が無事通過し、明

春四月一日郵政省、電氣通信省の二省の發足に支障なからしめたいと存じます。以上を以ちまして大體の提案説明を終りたいと思ひます。

○委員長(河井彌八郎) 只今通信大臣から御説明がありましたのですが、つきましては、只今の御説明について大體の点についての御質問がありましたら、この際お願いしたいと思ひます。

○國務大臣(降旗德滿君) それではお手許に配付してあります郵政省機構圖解、電氣通信省機構圖解、これを一應御覽をお願いいたします。

先ず郵政省機構圖解から説明を申上げたいと思ひます。大臣、政務次官、次官、これは各省とも同じであります。そこで郵政省の事業は、先程申しましたように郵便と郵便貯金、簡易保

險、この三つの異つた事業があるものであります。この三つの事業が郵政省の中核機關とも申すべきものであります。従つて次官の下に圖解で示しますように、郵務局、貯金局、簡易保險局と、この三つが中核機關として形成されております。この補助機關とい

ように人事局、經理局、資材局、建築局、この四局があります。更にこれとは別個に監察局といふものを新たに設けまして、郵政事務について公正なる手落ちのない監察事務を遂行して行くようになつておるのであります。而してこの監察局に属するところの監察官は、新たに司法警察權を持たせることにいたしました。その目的遂行に遺憾なからしめ、郵便の公共性に合致するように取計つて行きたい、こう思つておるのであります。

そこでこの圖解の中には明白にされておらないのであります。が、郵政省には四人の理事を設けることになつております。この四人の理事は、次官の下に附きまして、一人の理事は監察局、もう一人の理事は郵務局、もう一人は貯金局、もう一人は簡易保險局、この四局に理事一人をそれぞれ附くことになつております。更に地方の下部組織を申しますと、圖解によつて御覽になるように、監察局の地方組織といふものは、地方郵政監察局といふものがあつて、更に郵務局の下部地方機構といふものは地方郵政局といふものがあります。貯金局の地方機構といふものは地方貯金局、簡易保險局は地方簡易保險局、圖解で御覽になる通りになつております。そこで地方郵政局の上に矢印が八つあります。これは即ち監察局、郵務局、貯金局、簡易保險局、人事局、經理局、資材局、建築局、これを意味するものであります。そして地方郵政監察局、地方郵政局の下部組織といふは現業務を取扱ふものであります。これは現業務の通常に理解しておりますところの郵便局であります。これが大體の圖解の

説明でありまして、御不審の点は御質問によつてお答えしたいと思ひます。

更に、次の電氣通信省機構圖解について申上げます。大臣、政務次官、次官、これはやはり先程申上げた通りであります。この省におきましては、特に総務長官といふものが次官の下に設けられることになつております。この総務長官の下に事務系統を申しますと、大きく申しまして、業務部門が一つ、施設部門が一つ、そして事務部門が一つ、更にその外に電氣通信研究所といふものが設けられることになつております。業務部門の中には周知調査局、計画局、營業局、運用局、國際通信部、業務總務室の四局一部一室が設けられることになつており、施設部門の中には施設局、建設局、保全局、資材局、建築部、施設總務室の四局一部一室が設けられることになつております。事務部門の中には人事局、經理局の二局が設けられることになつておるのであります。そこでこの圖解にはありませんが、総務長官の下に理事が二名附くことになつておりまして、一人の理事は業務部門を監督し、他の理事は施設部門を監督することになつております。更に外局といひまして、二應を置くことになつておるのであります。その一つは圖解で御覽になるように電波廳、他の一つは航空保安廳となつております。本省の下部組織は、地方電氣通信局、地方電氣通信部、地方電氣通信管理所、地方電氣通信取扱局、こうなつております。この地方電氣通信局は現在の通信局の所在地に設けられるものであります。地方電氣通信部は各都道府縣にこれを設け、地

ではなくして、これは大臣がこの設置について如何にするかということを規定するように法律になつておるわけでありまして、この分につきましては實は現在關係方面と折衝もいたしまし

て、御意見のような意見も現在の逋信省内部にあるわけであります。従いまして今後関係方面とも折衝中に属する問題でございます。

○下條勲兵君　只今私のお尋ねしまし

たのは、地方電気通信局と地方電気通信部がありますと、実際問題としまして、まあ長野の通信局で申しますと、従来だと直接長野へ行つて陳情をしておつたのが、新潟あたりですと、一遍

新潟へ行つて又長野へ行かなければならんというようにダブつて、私は都合が悪くなりはいないかと思う。従つてこの通信部と通信局と二つ置くことが、却つて能率を阻害することがあつ

御質問は、地方電気通信管理所のこと
 ○政府委員（鈴木直人君） 実は只今の
 ても、能率増進にはならんのかな
 かということをお尋ねしておるわけ
 あります。

であると考えておりましたが、そうではなくして、地方電気通信局が地方にあるならば、府縣ごとに地方電気通信部は要らないではないか、こういう御意見なんですか。

○下條恭兵君　どちらか一つ要らない
じやないかという、こういうことであ
ります。

○政府委員(鈴木直人君)　それではこ

たします。

○政府委員(鳥居博君) 只今の下條委員の御質問につきましてお答えいたしますが、その前にお手許に配付してご

三

ございます「電氣通信機構共同委員会報告書(第一部)」というのがございますが、これをお聞き頂きますと、この中にこのようなビラミッド型の図面がございます。これを一つお聞き頂きたいと存じます。これが関係方面から参りました電氣通信省の全國に亘る機構の根本概念をなす図表でございます。この一番下の線が細かく引いてございまして、全國に約八千を超えますところの、この法律で申します電氣通信取扱局でございます。実際は郵便局、又は電話局、電信局、こういうものでございまして、これが全國に約八千以上でございます。これを非常に能率よく動かして参りますためには、この中の数十くらいを一束にいたしまして、これを管理して行く機構というものが是非必要であるということが、この共同委員会の結論になつた次第でございます。現在はその管理機構はございまして、これがいきなり通信局に結付いておられますので、現在通信局は全國で十でございますので、約八千を十で割りますと、一つの通信局が平均いたしますと八百以上の現業局を預かつておることになります。このために実際申しますと、管理が行き届きませんので、地方の実際の窓口の業務というものが、幹部の考へておる通りに動いて行かない。又通信事業の実体を従業員によく知らせ、そうして現状をよく認識した上で働いて貰うということにも欠けて来る次第であります。従いましてこのような立場から今度の電氣通信省の全國に亘る機構というものを考へ出しまして、これらの八千以上の現業局を監督して参りますのに、四段階を作りましてたわけでございます。一

番下の段階は先ずこの法律で申します電氣通信管理所でございます。これが本場に現場と現業と直接関係のある仕事の締め括りをして参るわけでございます。今度その上に、この管理所で以て締め括りをして参りました更に高い段階の管理というものを、府縣單位ぐらゐで纏めて参りまして、これがこの法律で申します電氣通信管理部に相当するわけでございます。これが更に全國十に纏められまして、電氣通信局に集まりまして、更にこれを本省という一つの頭が見て参る、こういうことになつた次第でございます。仕事を申しますと、多少特色がございます。例へば電氣通信部の段階におきましては主に建設工事に當る、或いは電氣通信管理所の段階では市内電話交換設備を主として見て行く、こういうふうにより多少それ／＼の段階によりまして特色はございますが、根本の理念はこのように、沢山の、八千もございまして細を順次に束ねて参りまして、上に一つに纏めて行く、そうして現業の現場の把握も一つ一つの段階で以て整理いたしまして、十分な資料となつて一番上にまで出て来るように考へておりますと同時に、一番上で本省で企画いたします、或いは作り出した計画というものが、次の段階で具体化されて参りまして、一番最後の現業区へ行きましてそれが実現して行く、その間にそれ／＼の専門の段階で以て肉をつけて参りまして、仕事がいよいよ行、こういう立場で考へておりますので、電氣通信局がありまゝで、電氣通信部は要らないではないかというお説は、この機構、この根本概念から参りますと当らないのでございます。併しながら或

る特定の都市におきまして、例へば先程長野の例もございましたが、長野に管理局ができて、そうして又長野市に管理部ができて、又その下に同じ都市の中に管理所ができる、こういうことになりまして、仕事がいよいよ無駄になるというふうなことも、特別な場合には考へられまゝで、そういう所につきましては、一段階を省くというふうなことも可能なのではないかと存じまして、現在そういう特殊な事情につきましては関係方面とも折衝中でございます。

○下條勲兵君 次に郵政省につきましても、業務局には理事の局長が當り、それからその外は理事でない局長ということになつておるようであります。大體通信省を二省に分割するということは、部門別の独立採算制を強化いたしまして、経営の合理化を図るということが大きい狙いの一つだと思つております。郵務局と貯金局と簡易保険局というものは全く別個の三つの事業をやつておつて、ただ便宜上一人の大臣がこれを統轄して行くことに過ぎないと思つて、更に又三つの部門の独立採算制を強く進めて行くということになると、経理局とか、人事局とか、こういう横の、理事の附かない四つの局というものは、むしろこの三局に機能を統合してしまつて、別個にやつて行くという考へ方も一面において私は成立つと思つております。又この現在の機構で行きますと、この経営の合理化というふうな面から考へますと、経理局を輕視しておるように思つております。二省に分割して、どうしても郵

政省と電氣通信省が、大臣を閣議に列席させないといふかんという考へ方に立つ場合を例に取つて考へますと、三つの局は理事が、少くも私は理事というのは、理事でない局長より一段上なのだろうと了解しているものであります。が、そうすると人事局にせよ、経理局にせよ、これは一段下であつて、而も郵政省のごとくに、人事問題が最も重要な役所において、人事問題と経理を輕視しているような感じを受けるのであります。この点についての御見解を伺いたいと思つております。

○政府委員(島居博君) 私から只今の点、お答えいたします。こういうふうになりましたのは、関係方面との折衝のいきさつもあるものでございますが、今まで電氣通信についても同様でございます。通信省の從來のやり方というものを、関係方面と又通信省合同でいろいろ研究いたしました結果、事業として事業を行なつて参りますのに、勿論経理面は極めて重大でございます。併しながら事業を責任を以て遂行して行くという職責を持った人を明らかにして置くということは、尙必要なことであると思ひまして、そういう一人の責任者なしに、これは経理局の意見でございまして、或いはこれは資材局の意見でできなくなつてしまつたということ、結局事業の能率、又國民の福祉に關するところの運営というものの對する終極の責任が、どこにあるかということが不明になつてしまつたということは、企業官廳といつたしまして一つの致命欠陥に相成るわけでございます。この立場から、今回郵政省におきましては、この三つの事

業別部門につきまして最高の責任者を定めたいわけでございます。最初これは総局という機構を作つて、総局長としなければ、その責任を果し得ないという説も強かつたのであります。内閣の事情からいたしまして、総局という制度を止めて、一般の局と同じ局にいたしたわけでございます。が、只今申上げましたように、そういう事業運行の特別の責任を負うものであるという建前から、この局長を特に理事といたしまして、他の四つの局長と多少區別する。他の四つの局長は、そういう立場から参りまして、事業の運営につきまして直接の責任を負うものではない。三つの事業が完全に行くように助けて参りまして、そして各事業のやつた後始末をして行く、そうしてこの事業が健全に、合理的に無駄なしに運行して行かれるように助けて行く機関である。こういう立場から他の四つの局長ができて行くわけでございます。併しこの運行につきまして絶対発言権がないわけはございまして、これは必要な意見を十分に、大臣を通じて事業の運営に反映できるわけでございますが、事業がうまく行つたかどうかということの直接の責任は負えない立場にある者、こういうふうなことにいたしまして、この事業關係の三局、それから事務の關係の四局との立場を、この法案では區別してきています。

○下條勲兵君 只今の御説明で事情は分つたのであります。が、そういうことになる、私はさつき申上げたように、あくまで事業三局の局長は絶対責任を以て運営することになると、人事

局なり、この事務四局は、分割して各局に配属させる方が、能率もよく、責任も明確になると思ふのであります。が、その点についてはどうですか。

○政府委員(鳥居博君) 只今の下條委員の御質問の点は、部内でもそういう意見が非常にございました。又関係方面からも一部にそういう意見がございまして、私共も慎重に考究いたしました次第でございます。御説の通りの点もあるものでございまして、事業の建前から、一貫的にやつて行くということを強く願ひますと、今下條委員が仰せになりました通りが、一番理想的な形になつて出て来るわけでございまして。併しながら現状を考へて見ますと、人事につきましても、又経理、資材、建築、こういう部面につきましても、各事業ごとに相当数の専門家を必要としたのであります。そのために、分割いたしますと、どうしても人員の増加ということが免れ得ないのでございまして。この点では電氣通信と郵政の二省に分離いたしますために、こういう事務方面の人員というものが多少殖えて参りますので、今度の分割に伴つては、やりくりしてどうにかやつて行かなければならぬと思ふ。一番この点が通信省としては辛い点なんぞございまして、これを更に又三つに分けますと、恐らく各局内の、このような専門家の不足からして、却つて能率が下つて来はしないかというところが一つ考へられる。それからもう一つは、大体現在の會計、それから財政法規は、特別會計に關します限り大体似ているのでございまして、経理、資材という部面から参りますと、各事業ごとに、その事業の要求に基づく特別の専門知識というものは割合に少い。これは人事におきましても、各手続は法規で定められた手続を行うのでありまして、この手続の面から行けば、割合にその事業に伴う特別の専門知識というものは少くて済みますので、これをそういう事務的な書類を共通に纏めておきまして、そういう専門的な知識を要する部面は、この事業を運轉する直接責任のある部局の意見によつて動かして行かれるというふうにいたしますれば、比較的人員も節約できて、仕事の方も思つた能率が下らずにうまく行けるのではないかと、こう考へまして現在の案ができておりますので、この法案にはそこまで細かい両省間の関係は規定してございませぬが、今後省令なり、或いは省内の諸規程或いは規則で以てこの間の関係を規定いたしまして、万全な運轉を期したいと、こう考へております。

○三好始君 先程來の質問なり、政府の答弁で一應理事の性格が大体のところ明かになつたと思ふのですが、官制上の地位であるとか、権限についてもう少し詳しい御説明を承りたいと思ひます。特に郵政省で言へば、理事の置かれぬ他の四局の局長に對する關係、こういうふうなことに對してもう少し詳しい御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鳥居博君) 只今の御質問につきましてお答えいたしますが、官制上の各局長と理事の區別というものは、現在この兩省の設置法案に書きまして以外に規定はございませんので、郵政省につきましては二十四條に「郵政省に理事四人を置く」とこう書きましてだけで、この理事が如何なる特別な権限を持つ、或いは特別な待遇を受ける

けるというふうなことは規定してございませぬ。従ひまして郵政省に關しましては、理事というものは局長の権限と同様な権限を行使するわけであります。特に法律によつて局長に委任された権限以外、大臣の権限委任によつて職務を執行して行くことに相成ります。それからこれの待遇その他につきましては、國家公務員法の定めるところによりまして、將來の人事院規則、職階制その他で規定されて行くことと存じております。それから電氣通信省につきましては、理事につきまして多少細かく規定いたしております。

それは電氣通信の方は多少事情が違ひまして、一つの事業を責任を持つてやつて行くというのではございませぬ。で、一つの事業の中の業務部門と施設部門とを分けて持つて責任を持つて行くというふうなことになりますので、その点を明らかにするために、電氣通信省設置法案の第八條第一項に、理事二名を置くことと規定いたしまして、第三項に「理事は、総務長官を助け、うち一人は業務部門、他の一人は施設部門の各部門を統轄し、その業務を執行する職責を有する」と、これだけの規定をいたしまして、その他のことにつきましては、一般の部局の長と同様に考へております。従ひまして、この理事は外局の長官のような特別な権限は持たないものでございまして。

○新谷實三郎君 大臣にいろいろ質問をしたいのですが、おられませんので、細かい問題ですが、この兩法案と國家行政組織法との關係について一言伺ひたい。國家行政組織法の二十一條によりまして、現業廳については七條と二十條の規定と違つた別段の定めを

することができ、こういう規定があるものであります。その意味で非常に現業廳として、一般官廳とは違つた特別の組織を考へられるだらうと思ふ。その点は了承するのでありますが、その違ひ方が余りに違ひ過ぎるという感じがするのであります。一例を挙げますと、國家行政組織法の七條では、局及び部の設置及び所掌事務の範圍は法律で決めるという原則が謳つてあるものであります。この第二十一條の規定は、実は參議院において修正案を出して、これが成案となつたのであります。當時私も修正案に關與した一人でありましたが、この第二十一條は第七條の規定のすべてに對して特例を設けてもいいという趣旨ではなかつたのです。現業廳では官房、局、課というふうなものに、何かやはり特別の組織を置く必要もあるだらうから、多少のゆとりを残して置こうという原則を掲げたのでありまして、その点から言ひますと、今度御提出になりました兩法案の内容から行きますと、例えば部の設置については規定がありますが、部の所掌事務については全然規定がありません。どういう部を幾つ置かれるのか、どんなことをやるのか、全然分りません。これは行政組織法第二十一條の特例を設けました趣旨とは非常に違ひるのであります。そこまで行政組織法の審議のときには誰も考へなかつたのであります。部は無制限に現業廳だから置いてもいいということではない。やはりこれは國會におきまして、原則に従つて内容を検討して、十分に審査しなくちやならぬ建前であると思ひます。その他にもいろいろあります。ありますが、今一例を挙げたに過ぎませんが、

そういう点について提案者の御意見を伺つて置きたいのであります。

○政府委員(鳥居博君) 只今の新谷委員の御質問に對しまして御答弁申し上げました。行政組織法の二十一條を少し濫用してはおりはしないかという御質問の御趣旨と承りましたが、立案者におきましては、決してさうな考へは毛頭ございませぬ。只今例として御指摘のございました第七條の部局との關係でございまして、私共は第七條で申します局というものは、いわゆる本省の内部部局としての局、こう了解いたしておりますが、あそこで申します部というものは、外局で、本省の内部局の局に相當するものを部といたします。この部を規定しておることと考へております。従ひまして國家行政組織法の第七條におきましては、一般の官廳におきましては、本省の内部機構として部を置くということはお考へになつておられないのではないかと、こう考へております。併しながら今度電氣通信と郵政兩省設置法案を起案いたしますにつきまして、非常に関係方面とも折衝して困難を感じました点は、先程來大臣からも申し上げましたように、例えば郵政省について申し上げますと、郵政省の中に三つの事業がございまして、それぞれ一つの事業を局という單位で以て締括しまして、従ひましてその下に、どうして部というふうな一つの内部機構の段階を置かれませんと、非常に一つ一つの課の仕事というものが厩大になりまして、事務の能率的な運轉、又現業面の管理という点につきましても支障が多々出て参るのでございまして。それはすでに現在の通信省の組織におきまして私共が痛切に感じておるところであ

りまして、現在で今の課の機構ではやり切れなくなつておる点が多々ござい
ます。こういう点を何か筋を入れて参
りますために、特に國家行政組織法第
二十一條の規定に基づきまして、部とい
うものの設置を御承認をお願いした
い。そういたしまして、一人の人間と
して見て行ける範圍の仕事責任を以
てやつて行けるようにして行きたい、
こういう考えでございす。尙この部
につきましては、できるだけ國會の方
の御意向も考えまして、できれば今度
の法律に部の所掌事務を全部挙げた
い、こういう考えの下に法案を作つて
参つたのでございす。閣下方面との
折衝中に、お手許に御覽のように両
省の設置法案というものが、各局の所
掌事務におきまして相当詳細になりま
して、むしろ或いは冗漫に過ぎるとお
叱りを受けやしないかと思われ程細
かくなりまして、これを削りまして、
更にその中に設けられます部の所掌事
務を、この法律に挙げますと、これは
非常に歴大なものになつて参ります。
それでは法律として將來の運行にも支
障が出やしないかと考えられます。す
で、この法案では部の設置につきま
して原則を法案に盛り込みまして、こ
の原則を御承認頂きまして、その原則
の範圍内で、各大臣が政令を以て部の設
置を定めるといふことにしまして頂き
たいと存じた次第でございす。併しな
がらできるならば、どういふ部を置く
かといふことだけを明らかにして参り
たいと存じます。本省段階の部は全部法
律に書きましますと同時に、地方段階にお
きまして、今の逓信局に相当をいた
します郵政局の段階につきまして

は、部の名称だけは法律に載せまし
て、これ以上の部を勝手に設置するこ
とがないようにいたしました。この所
掌事務につきましては、本省のそれぞ
れの相当部局に對應して事務を分掌す
るのだという建前にいたしまして、そ
の明細につきましては政令で以て定
める、こういうふうな規定にいたしま
した。電氣通信におきましては郵政省と
多少異りましたのは、私共も随分苦勞
いたしたのでございす。止むを得
ない点がございまして、各局にどうい
う部を置くかといふことを詳細にこ
に挙げ得なかつたのでございす。止
むを得ませんで、この法律におきま
しては政令に委任という形になりました
のでございす。これも郵政省程は
つきり書き得なかつたことは非常に私
共も残念に存じております。それから
地方の機構の部につきましては、これ
も細かく郵政省と同様の各部の名称を
挙げるまで行きませんが、部の
設置の方法についての大綱を、電氣通
信省設置法第二十八條に原則を掲げた
だけになりました。この点は私共も、
残念には存じておりますが、今までの
法案の立案の過程から申しまして、こ
れ以上に出られなかつた次第でござ
いす。

○新谷寅三郎君 仰せの意味は分りま
すが、私はやはり行政組織法の二十一
條の精神からいたしまして、本来本省
には、つまり中央官廳の方に内部部
局となつて官房、局、課を置くといふこ
とになつておるのではありません。そ
れに対して現業廳では若干の特例を認めて
行こうという案、ここに御提案のよう
に本省の内部部局としてやはり部を置
かれる。そのことについては私は別に

反對をしておるわけではないのです
が、この行政組織法の精神から行きま
すと、やはり局の下にある部であつて
も、それは相當に組織としては重要な
ものであります。この両省とも恐らく
本省の部長級には、大体においてやは
り一級官廳程度の公務員をお当になる
のではないかと想像するのでありま
す。そういう部局を置かれる場合に、
國會には一向關係なしに、ただ政令で
以て、つまり根拠の規定だけ置いてお
るというだけでは、行政組織法の精神
から言ひまして、私はこれは適當でな
いという考え方を持つておるのであり
ます。部を置くことそれ自身について
は或る程度私も了解するのであります
が、行政組織法の根本の建前から言
ひまして、こういう特例を置いて、而も
それが相當大きな特例であるというに
拘わらず、法律には何らそれについ
て、どういふものが幾つ置かれるか分
らんとするやうなことで、果してこの
行政組織法が今後原則として守られて
行けるかどうか、非常に私はその点を
心配するのであります。従つてできれ
ば部の設置につきましても、やはり法
律に根拠を置つて、尙おつしやるよう
に各局の所掌事項は非常に詳しく規定
されておりますから、何もそれを二重
に各部について規定する必要はないで
すが、各課の所掌の問題であります
が、何号から何号までは、どの部でや
れという規定の仕方とも一方法かと思
うのであります。その行政組織法の原則
だけは守つて行きませんと、一般に行
政官廳の簡素化、行政整理等がやかま
しく言われておりますに拘わらず、政
令で以て幾つでも部はできるのだとい
うやうな恰好は、私は今の情勢から見

て極めて不適当だといふ考えがするの
であります。その点如何でございま
しょうか。

○政府委員(鳥居博君) 只今の新谷委
員の御説は御尤もでございまして、我
もこの点は非常に苦勞して考えた次
第であります。ただ電氣通信省の如何
なる部が置かれますかにつきましては、
後程又電氣通信官から改めて御答弁申
上げたいと存じます。

今度、後段の部の所掌事務の規定
の仕方でもありますが、私共も最初は
今新谷委員の御指摘になりましたよう
に、各局の所掌事務の中で何号から何
号まではどの部、何号から何号までは
どの部と、こういうふうにしてできる
のではないかと考えておりました。そ
の案も一應用意いたしましたのでござ
いす。閣下方面におきまして、そのよ
うな漠然たる規定の仕方では困るの
だ、今度一番この法案で大事なこと
は、所掌事務の決め方につきまして、
一層の注意を拂ひました点は二つござ
いまして、一つは、各一つの仕事の性
質に基づきまして、同じ仕事については
現場から、現業から本省の最高監理段
階まで、縦割りの一つの線を通して行
くといふことが一つでございす。も
う一つは、そういうふうな縦割りに全
部してしまひますと、各系統間の連絡
といふものが非常に疎遠になりまし
て、セクショナリズムの傾向が強く出
て来るのではないかと。こういうことか
らいたしまして、そういうことが起り
ませんように、今度各段階ごとに、
各部局間の連絡の仕方、協力の仕方、
こういうものをはつきり法規によつて
規定いたしまして、お互の部局がほし
いままに、自分の権限を主張するとい

うことがないようにして行く、これが
今度の所掌事務の決め方の中心をなし
ておる思想でございす。従いまし
て、そういう立場から参りますと、部
を法律に規定するならば、同一局内の
部間の連絡、或いは相互の關係、こ
ういふものも法規によつて明かにして行
かなければ、關係方面としては困るの
であるという主張が非常に強く出て参
ります。それまで入れて参りますと、
歴大な法案になりまして、國會の御審
議を頂きますにも非常に散漫になりは
しないかと笑は考えまして、現在の形
に押付けたわけでございす。が、これ
につきましては、十分に皆さんの御意
見も伺わして頂きたいと存じておりま
す。

○小林勝馬君 大臣お出でにならない
よりですから、一應打切つては如何で
せう。

○委員(河井彌八君) 大臣が突然歸
つてしまひましたので、暫く休憩した
いと思ひますが……。

○下條貞兵君 今日打切つて、改め
て開くことに願ひます。

○委員(河井彌八君) 下條君の動議
について皆さんの御意向を伺ひます。

○委員(河井彌八君) それでは下條
君の動議の通り、今日はこれで散會
いたし……。

○千葉義信君 実は大が御退席になる
時の理由が明白でなかつたのでありま
す。衆議院の本案議或いは又その他重
要なことであれば、私共も承しませ
う。若し衆議院の方の内閣並びに逓信
連合委員会の關係で、向うの方に
でなかつたとしますと、税共非常に不
満を感じる者であります。その間の御

事情をお聴きになつて、若しそらだとすれば、一應大臣にそのことを御注意願いたいと思います。

○委員長(河井彌八君) 承知しました。それではこれで散会いたします。

午後零時十五分散会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長

理事

河井 彌八君

カニエ 邦彦君

中川 幸平君

委員

松本治一郎君

荒井 八郎君

城 義臣君

岩本 月洲君

三好 始君

通信委員

委員長

理事

大島 定吉君

中村 正雄君

小林 勝馬君

委員

下條 恭兵君

新谷寅三郎君

松平 恒雄君

千葉 信君

國務大臣

通信大臣

降旗 徳彌君

政府委員

通信政務次官

鈴木 直人君

通信事務官

(臨時法令審議

鳥居 博君

委員会主査)

昭和二十三年十二月八日印刷

昭和二十三年十二月九日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局